

2014年1月20日

「学校における国旗・国歌に関する指導（通知）」に対する公開質問状に回答しない北海道教育委員会の対応に抗議する（声明）

全北海道教職員組合  
執行委員長 西野 誠  
北海道高等学校教職員組合連合会  
中央執行委員長 國田 昌男

2013年7月24日、北海道教育委員会（以下、道教委）が道立学校長、各教育局、市町村教育委員会に向け発出した「国旗・国歌に関する指導（通知）」は、各学校の教育課程を強引に変更させ学校と子どもたちを混乱させるばかりか、子どもたちの「内心の自由」を踏みにじる事態を各地で引き起こしている。

わたしたち道教組・道高教組は、この「通知」や、この「通知」にもとづく「君が代」指導の授業を指導主事や教育指導監に公開せよという各小学校への要請が、憲法で保障されている「思想・良心の自由」（19条）、「信教の自由」（20条）、子どもの権利条約第12条（意見表明権）、第14条（思想・良心・信教の自由）をも侵しかねない重大な事態であると判断し、昨年10月8日に道教委に対し公開質問状を提出し、誠意ある回答を求めた。当初、道教委は「文書で回答する」旨答えていたが、12月になって「公開質問状には回答しない」と不誠実な対応をとったことは、全く許されない。

今回の「通知」発出の発端は昨年5月、道議会での自民党議員の「全道の高校の新生生の歌唱はどのような状況だったか」「歌唱されていない状況をどのように受け止めているか」との質問に、道教委が「道立学校においては校長が来賓、PTA役員などに確認しながら、状況の把握を行っていて、今回の入学式については、ほとんどの生徒が国歌を十分に斉唱していた学校は約2割にとどまっている状況であった」「今後は、学校と教育局双方による歌唱状況の把握内容を照らし合わせて、斉唱の充実について指導助言を行うなど、より一層適切な実施につながるよう取り組んでいく」と回答したことだった。しかし、今回の「通知」は単に「指導助言」にとどまらず、「校歌など普段斉唱している他の歌と同様、式の中で実際に歌唱されるよう指導すること」と記されており、子どもたちに大きな声で「君が代」を斉唱することを強制する内容となっている。

「国旗・国歌法」（1999年）制定の際、小渕首相（当時）は「政府といたしましては、国旗・国歌の法制化に当たり、国旗の掲揚に関し義務づけなどを考えておりません」「子どもたちの良心の自由を制約しようとするものでないと考えております」（衆院本会議）と答弁しており、野中官房長官（当時）も「人それぞれの考え方があり、人によって、式典等で起立する自由もあるし起立しない自由もある。斉唱する自由も斉唱しない自由もある。法制化はそれを画一的にしようとするものではない」（衆議院内閣委員会と文教委員会の連合審査）と述べている。また、現首相の安倍氏も官房長官だった当時、野中氏のこの答弁について「当時の官房長官が述べられた談話についての理解については変わらない」（2006年衆院教育基本法特別委員会）と発言している。

今回の「通知」はこうした国会での論議をも全く無視したものであり、文部科学省が法的拘束力があるとする学習指導要領でも「国歌を斉唱するよう指導するものとする」としか記されておらず、斉唱の音量や指導方法について言及することは「大綱」としての学習指導要領をも逸脱している。

また、教育基本法の第十六条は「教育は、不当な支配に服することなく、この法律および他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」としているが、議会对応から今回の

「通知」は導き出されたものであり、まさに政治による教育内容への「不当な支配」に当たるものである。今回の道教委の対応は、教育の理念はもとより、法をも踏み越えるものであり、教育基本法にいう「不当な支配」を学校・教員・子どもたちに押しつけることになっている。

さらに、ILO・ユネスコ「教員の地位に関する勧告」第9項に「教員団体は、教育の進歩に大きく寄与するものであり、したがって教育政策の決定に関与すべき勢力として認められなければならない」とあるように、道教委はわたしたち教職員組合に対して誠意をもって回答すべきであるが、今回の対応は国際的視点に照らしても看過できない重大事態である。

わたしたちの公開質問状に回答しないという道教委の対応は、こうしたことに対する説明責任を放棄するものと言わざるを得ない。道教委は、子どもや保護者、教職員、さらには道民全体に対し、今回の「通知」を発出したことへの丁寧な説明を行うことが何より求められるのは当然のことであり、説明できないのであれば「通知」の撤回は必然である。

わたしたちは子どもたちの成長をよろこび、教職員・保護者・教育関係者みんなで祝う卒業式・入学式をめざしている。本来、道教委も同じ立場に立てるものと考えている。教職員組合からの公開質問状に誠意をもって回答することは、教育委員会としての本来の姿であると考えます。少しでも現場の混乱を回避し、教職員や子どもたちの不安を解消したいと考えるのなら、教職員団体の質問に文書回答することは当然ではないか、と多くの道民も考えるに相違ない。

わたしたちは子どもたちの「思想・良心の自由」「信教の自由」「意見表明権」を尊重し、子どもたちと学校に混乱を持ち込ませないよう、引き続き道民的な規模で広範な運動を展開することは勿論、すべての子どもたちが次代の主権者として成長できるよう、学校に憲法と子どもの権利条約を息づかせ、子どもたちが人間として大切にされる学校を創造できるようとりくみを強めることをことを表明するものである。